

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の規定に基づく閲覧の方法（平成 13 年 3 月 30 日告示第 317 号）

改正 平成20年 3 月 25 日告示第240号 平成24年 3 月 27 日告示第192号
令和 3 年 3 月 30 日告示第275号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号。以下「政令」という。）第 5 条第 2 項第 2 号（第 6 条及び第 7 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧に供する方法は、次のとおりとする。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の規定に基づく閲覧の方法

1 閲覧に供する方法

閲覧所を設けて閲覧に供する。

2 閲覧所の場所

- (1) 政令第 5 条第 2 項第 2 号及び第 6 条の規定による閲覧並びに政令第 7 条第 4 項の規定により公衆の閲覧に供する事項等のうち同条第 1 項各号の規定により公表する事項等の閲覧 行政情報センター（岩手県庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。以下同じ。）、行政情報サブセンター（公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和 39 年岩手県規則第 41 号）第 3 条第 1 項に規定する合同庁舎等（盛岡地区合同庁舎、奥州地区合同庁舎江刺分庁舎、北上地区合同庁舎、遠野地区合同庁舎、一関地区合同庁舎千厩分庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く。）内に設置されている情報公開窓口をいう。以下同じ。）及び盛岡広域振興局盛岡審査指導監内
- (2) 政令第 7 条第 4 項の規定により公衆の閲覧に供する事項等のうち同条第 2 項及び第 3 項の規定により公表する事項等の閲覧
- ア 設定額 5 億円以上の県営建設工事に係る事項等 行政情報センター
- イ 設定額 5 億円未満の県営建設工事に係る事項等
- (ア) 広域振興局が所管するそれぞれの区域内において施行される県営建設工事（予算規則（昭和 39 年岩手県規則第 12 号）第 2 条第 2 号に規定する地方公所の長が執行するものに限る。）に係る事項等 行政情報サブセンター及び盛岡広域振興局盛岡審査指導監内
- (イ) (ア)以外の県営建設工事に係る事項等 行政情報センター